

# 知的財産推進計画 2004 (案) のポイント

2004年5月

- 1 模倣品・海賊版対策の抜本的強化
- 2 特許審査の迅速化を推進
- 3 中小企業・ベンチャーや地域を支援
- 4 コンテンツビジネスの振興
- 5 大学の知的財産の創造を推進
- 6 人材育成の強化

# 1 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

## ● 外国市場対策を強化する

- ・在外公館やジェトロにより我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援する
- ・模倣品・海賊版の拡散を防止するための条約や閣僚宣言を提唱する

## ● 水際での取締りを強化する

- ・特許侵害品や商標侵害品を水際で差止めるため、制度整備や税関の取締り体制の強化を行う

## ● 国内での取締りを強化する

- ・街頭販売やインターネットを利用した模倣品・海賊版の売買の取締りを強化する (参考)
- ・ノウハウ等の営業秘密の海外流出を防止するための対策を強化する

## 2 特許審査の迅速化を推進

### ● 特許審査を迅速化する

- ・特許審査順番待ち期間を10年間で大幅に短縮する  
現在の26ヶ月を、2013年に11ヶ月、最終的にはゼロを目指す
- ・必要な任期付審査官の十分な確保など総合施策を実施する
- ・研究開発効率の飛躍的向上を目指し、特許情報の提供サービスを拡充する

### ● 世界特許システムの構築を目指す

- ・世界特許システムの第1段階として、日米欧三極特許庁間で、特許の相互承認の実現を目指す

## 3 中小企業 ベンチャーや地域を支援

### ● 中小企業 ベンチャー企業の知的財産を守る

- ・知的財産の権利取得や海外展開を支援する
- ・知的財産の侵害被害の実態を把握し 対応策を検討する

### ● 知的財産を活用して地域を振興する

- ・地方公共団体の自主的な知的財産戦略の策定を支援する
- ・農林水産物などの地域ブランドの保護制度を検討する

## 4 コンテンツビジネスの振興

### ● 業界の近代化・合理化を支援する

- ・コンテンツ制作の契約慣行を改善する
- ・エンターテインメント・ロイヤーなど専門家の活用を奨励する

### ● 東京国際映画祭を抜本的に強化する

- ・東京国際映画祭を、カンヌ映画祭に比肩する映画、音楽などの国際取引市場にする

### ● ブロードバンドを活用してコンテンツ流通を拡大する

- ・コンテンツ流通の技術開発や権利処理の円滑化を支援する

## 5 大学の知的財産の創造を推進

- 大学における特許関連費用の充実を図る
- 国立大学法人が大学発ベンチャーの株式を取得できるよう制度を整備する

# 6 人材育成の強化

## ● 知的財産の専門人材を育成する

- ・知的財産法について司法試験の選択科目化を図るなどにより知的財産に強い法曹を養成する
- ・ポストドクターを知的財産専門人材として活用する

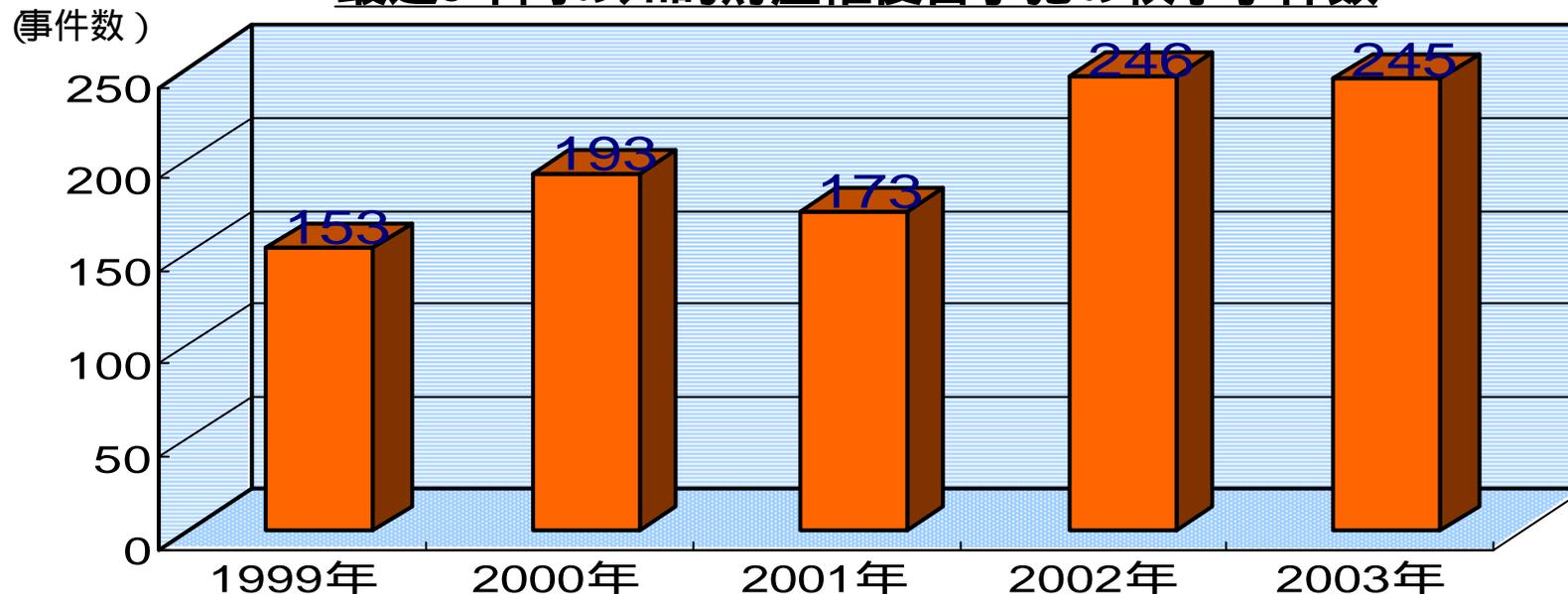
## ● 知的財産教育を推進する環境を整備する

- ・社会人向けに夜間・休日専門の法科大学院の設置を促す
- ・法科大学院や技術経営 (MOT) プログラム等における知的財産教育を推進する

# 警察による模倣品・海賊版の取締状況

参考

## 最近5年間の知的財産権侵害事犯の検挙事件数



検挙事件数 (2003年)

245 件

商標法違反  
(偽ブランド)

166 件

著作権法違反  
(海賊版、無許諾使用)

70 件

その他

9 件

(注) 事件数は、事件単位ごとに計上した数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件と数えている。

# 偽ブランド品の主要検挙事例（2003年～）

参考

## 1. 外国人密輸・密売組織による偽ブランド品販売（商標法違反）

密売所を設け、偽ブランド品（レイ・ヴィトン等）を販売している密輸・密売組織の来日外国人ら17人を逮捕し、約19,000点の偽ブランド品を押収した。（2003年11月 大阪）

## 2. リサイクルショップでの偽ブランド品販売（商標法違反）

エルメス、シャネルの商標に類似したデザインをあしらったバックなどを販売目的で所持したりリサイクルショップ幹部4人を逮捕し、約48,000点の偽ブランド品を押収した。（2004年5月 愛知）

## 3. 衣料品店での偽ブランド品販売（商標法違反）

原宿の竹下通りで若者に人気の「ア・ベイシング・エイプ」の偽物のTシャツなどを販売していた8店舗を摘発、外国人を含む11人を逮捕するとともに、350点を超える偽ブランド品を押収した。（2004年2月 東京）

## 4. インターネット・オークションを利用した偽ブランド品販売（商標法違反）

海外から密輸入した偽物のサングラス（オークリー）をインターネット・オークション利用し販売した無職者ら3人を商標法違反で逮捕した。（2003年1月 愛知）

（参考）

### 商標法第78条（罰則）

商標権又は専用使用権を侵害した者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。